

都市整備部 都市計画課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市計画部都市計画課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月20日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部都市計画課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【都市計画課・公共交通推進室】

都市計画課 職員5人 総務・まちづくりグループ 職員5人 再任用1人 会計年度任用1人 計画グループ 職員5人 会計年度任用2人	(1) 土地利用計画に関すること
	(2) 交通計画に関すること
	(3) 住宅施策に関すること
	(4) 都市計画の決定及び変更に関すること
	(5) 広域基幹道路の事業の促進及び調整に関すること
	(6) 広域基幹道路整備基金に関すること
	(7) まちづくりの啓発及び支援に関すること
	(8) 都心居住の推進に関すること
	(9) 景観計画に関すること
	(10) 四日市市都市計画審議会に関すること
	(11) 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づくあっせん、調停に関すること及び四日市市建築紛争調停委員会に関すること
	(12) 公共交通推進室に関すること
	(13) 部の予算及び事務事業の調整に関すること
	(14) 部及び課の庶務に関すること
公共交通推進室	(1) 公共交通政策に関すること
	(2) 公共交通の利用促進に関すること

職員 5 人 会計年度任用 1 人	(3) 内部・八王子線の運営に関する事
	(4) 内部・八王子線基金に関する事
	(5) 主管工事の設計及び施行に関する事
	(6) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事
	(7) その他公共交通の推進に関する事

(職員 20 名、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 4 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 都市計画マスタープラン地区別構想の具現化について
- (3) 各種調査の実施について
- (4) 高齢化によるまちづくりの担い手不足について
- (5) 各種計画の整合性（住生活の見直し）について
- (6) 事務分掌の不明確さからのリスクについて
- (7) 職員配置のリスク
- (8) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、事業実施、支出事務（委託料、負担金・補助金）、契約事務（委託多い）、基金所管（広域基幹道路整備基金、内部・八王子線基金）、時間外勤務等の項目で点数が高く、全体的にリスクは高い。実査では、契約事務等について不適切な手続きが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行	不適切な金額での支出、支払	6 / 6	

	を行っているか	遅延など支出が適正に行われないリスク		
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 都市計画マスタープラン地区別構想の具現化について

- ・ 都市計画マスタープランに基づき、各地区で計画を策定しているが、構想の内容の具現化の事業を担う所属との密な連携がとられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 地域・地区別構想については、その前段階であるまちづくり構想策定において、歴史や文化資産・自然環境の保存など、当該担当部局と情報共有を図っており、地域・地区別構想の策定段階では都市整備部内で調整がなされているとのことであるが、整備時期まで時間を要しているため、社会や地域状況の変化に追従できていない可能性がある。引き続き、当課が核となり、地域・地区別構想の具現化に向け、管轄部局・所属と十分に連携を図る必要がある。

(3) 各種調査の実施について

- ① 広範囲の都市機能にかかわる分野を所掌しており、各種調査を実施しているが、所掌している分野について、それぞれの施策の方向性がそろっていなかったり、矛盾を生じていることはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 都市計画における基本的な考え方について、平成14年頃に市街地拡大型の都市計画からコンパクトシティへ舵を切り直して以来、一貫してコンパクトシティの取組みを進

めており、方向性について、現在のところ矛盾は生じていないが、市内各所で人口減少による空き家問題などが同時発生しており、また、ポスト・コロナ社会を見据えた考え方への対応など、新たな方向性も必要なのではないかと。

意見

ア ポスト・コロナ社会における都市計画について

コロナ禍において、一極集中から地方への流れがある中で、生活様式が変わってきている。都市計画を策定する課として、そのような動向に常に注目していくこと。

イ コンパクトシティについて

市の都市計画の方針として、コンパクトシティの考え方は財政的にも賛成するが、今までの都市整備の中心は中心市街地に偏っているように感じられる。今後、人口減少がさらに進んでいく中、市として地域的にバランスの取れた整備を考えていくこと。

② 事業実施段階で事業担当課に移管されるものもあり、計画内容について、十分な引継ぎがなされないことはないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 都市計画課で基本構想を策定した「近鉄四日市駅周辺等整備事業」を市街地整備・公園課で実施することとなり、担当した都市計画課職員を市街地整備・公園課へ異動させるとともに、新たに職員を兼務させるなど、連携を図っているが、基本構想を策定した計画策定課として、引き続き当事業の円滑な事業進捗のための協力体制を維持していくことが必要である。

意見

近鉄四日市駅周辺等整備事業について

ア 今後、市街地整備・公園課にて基本設計・実施設計と進められていくが、基本構想を策定した都市計画課が適切に調整を行うとともに、職員配置については、経験者だけでなく若年層の若い感性も生かせる配置となるよう、都市整備部として人事当局に要求していくこと。

イ 人口減少社会であり、過剰投資にならないよう、時代の要請に応じた整備を行うこと。

(4) 高齢化によるまちづくりの担い手不足について

・ これまで定年退職後の第2の人生として、まちづくり協議会や市民緑地の担い手となるケースが多かったが、退職年齢の高齢化に伴い、担い手の確保が難しくなるのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 構成員の充実のため、市民団体は、自治会や地元企業に声をかけており、市としては、市民活動情報ポータルサイト「ツナガル四日市」活用の案内を行っているが、市民緑地制度においては、管理する団体のメンバーの高齢化により廃止となった事例が生じている。

(5) 各種計画の整合性（住生活の見直し）について

- ・ 令和2年3月「四日市市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域を定め、区域外の住宅開発等を届出制にするなど、メリハリをつけた居住誘導となっている。一方で、近年の居住スタイルの多様化に対応し、市内での住み替えが進むよう、「四日市市住生活基本計画」の見直し・改定を行っているが、政策の整合性はとれているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 「四日市市立地適正化計画」については、これまでのコンパクトシティに公共交通のネットワークという新たな概念をプラスしたものであり、新総合計画にも反映させている。一方、「四日市市住生活基本計画」については、昨年度の見直しで、新総合計画や「四日市市立地適正化計画」との整合を図ったとのことである。今後も、新たな環境変化に対応しながら、計画の整合性について留意していく必要がある。

(6) 事務分掌の不明確さからのリスクについて

- ・ 中心市街地での再開発は、核店舗を伴う商業開発から、住宅・オフィス系の再開発が主流となる中で、都市居住の受け皿として都市再開発は有効な手段となっている。都市計画課は、都市居住を所掌、市街地整備・公園課は都市再開発を所掌している。民間の都市再開発事業の初動時の対応やインセンティブの付与などは、どちらの所掌なのか分かりづらい。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 市が再開発等を行う場合の初動時の対応は市街地整備・公園課、民間が行う場合の初動時の対応は、都市計画課が行うこととしているが、市民・事業者の目線から、所掌が分かりづらいことが想定される。

(7) 職員配置のリスク

- ・ 技師が中心の職員配置の中で、正職員の庶務担当者は主事補1人（総務・まちづくり支援グループ）であり、庶務事務における担当者の負担が大きいのではないかと懸念されている。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 現在、グループ制を活かして、総務・まちづくり支援グループの事務職員と計画グループの職員が連携しながら、庶務事務を行っているが、今後も引き続き、人事配置の要求をしていく必要がある。

(8) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 執行のない補助金について【有効性の視点】

生垣設置助成金など何年も執行がない補助金制度があるが、時代やニーズに合っているかを考え、不要なものはやめ、改善の必要があるものは改善すること。

② 効果的な予算の執行について【有効性の視点】

住み替え支援や空き家リノベーションのための住宅施策推進事業、移住促進空き家リノベーション事業補助金において約640万円の不用額（執行率40.9%）が出ている。市民が利用しやすいような補助制度の内容の見直しを行うことにより、効果のある事業となるよう取り組むこと。

意見

① 近鉄四日市駅周辺等整備について【有効性の視点】

現在は、夜の飲食関連店が中心となっているが、沿線からの集客を見込めるような仕組みを作って、近鉄四日市駅のにぎわいを取り戻し、若い人も行ってみたいと思うような街づくりに努めること。

② あすなろう鉄道の物品の管理等について【効率性の視点】

あすなろう鉄道のPRとして、関連グッズ等の販売を行っているが、車内のつり手など車両部品等の保有物品について、できる限り売れるものは販売し、収益につなげること。

③ 花と緑いっぱい事業について【経済性の視点】

補助申請の際に、樹木選定に当たっては、今後の成長を見込んだ上で考えないと、車道にはみ出したりして管理や景観上の障害となることも説明すること。なお、花や緑は心を癒してくれる効果があると思うので、市民と協働し、この事業を継続していくこと。

〔令和2年度から市街地整備・公園課に移管〕

④ 預金の管理について【法規性の視点】

他団体の「北勢バイパス建設促進期成同盟会」用の預金通帳を2通保管している。事故の起こらないよう、注意深く管理すること。

⑤ 女性技師の人材育成について【有効性の視点】

都市整備部内で、勤続年数の短い女性技師が多く勤務し、意欲的に職務に取り組んでいるが、まだ管理職はいない。今後、管理職への人材登用も見据えた育成を行うとともに、現場でのセクシュアルハラスメントの防止や体調面のフォローアップを行うこと。

⑥ 公共交通の利用促進について【効率性の視点】

郊外の大型ショッピングセンターの敷地内にバスの待合所を整備し、自主運行バス1路線の経路を見直し、同待合所への乗り入れを開始した結果、利用者が一時的に増加したとのことであるが、その効果について今後冷静に見極め、今後の施策へ反映させること。

⑦ デマンド交通の社会実験について【効率性の視点】

3年間で10地区において社会実験を実施し、実験結果を分析、検証し、本格導入に向けて検討を進めており、本格導入に当たり、アプリ導入をタクシー業者と調整しているとのことであるが、成果を上げている同格自治体の事例も研究し、よりよい仕組みとすること。

⑧ 都市計画審議会について【経済性の視点】

条例により、市議会議員、学識経験者、市民の人数の上限がそれぞれ規定されているが、その人数の根拠が不明瞭である。適正な委員数について検討するとともに、審議会がより有意義になるよう努めること。

都市整備部 建築指導課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部建築指導課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月20日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部建築指導課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【建築指導課】

建築指導課 職員1人 建築調整係 職員4人 (内1人育休) 会計年度任用3人	(1) 建築基準法に基づく指定確認検査機関との調整に関すること
	(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等に係る届出に関すること
	(3) 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく届出に関すること
	(4) 生産緑地法に基づく届出
	(5) 都市計画法第58条の2に基づく届出に関すること
	(5) 四日市市建築審査会、四日市市旅館建築審査会に関すること
	(6) 四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱に基づく事務に関すること
(7) 課の庶務に関すること	
建築安全係 職員5人 会計年度任用3人	(1) 既存建築物の維持管理・防災・耐震改修の促進に関すること
	(2) 木造住宅の耐震改修の促進に関すること
	(3) 建築基準法に基づく建築行為等の監視・指導に関すること
許可認定係	(1) 建築基準法に基づく許可・認定・指定に関すること
	(2) 建築協定の認可に関すること
	(3) 都市計画施設等の区域内における建築の許可に関すること

職員 6 人	(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定に関すること (5) 耐震改修・耐震改修計画の認定に関すること
建築確認係 職員 7 人 会計年度任用 1 人	(1) 建築基準法に基づく確認・検査に関すること
	(2) 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく審査に関すること
	(3) 建築専門相談に関すること
	(4) 建築基準法に基づく指定確認検査機関からの確認・検査の報告書の審査に関すること
	(5) 特定建築物等の定期報告
	(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出等に関すること
	(7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく建築物の協議等に関すること
	(8) 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物の審査等に関すること
	(9) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物の審査等に関すること
	(10) その他建築主事の業務に関すること

(職員 2 3 人、会計年度任用 7 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 空き家の適正な管理がなされないリスク
- (3) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性) 等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では許認可に関するリスク以外はリスクの低い所属であったが、一部不適切な事務が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
	許認可、不利益処分に係る業務を行っているか	許認可等の業務が適切に行われないリスク	4/4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	3/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 空き家の適正な管理がなされないリスク

- ・ 危険家屋への緊急安全対策の早急な対応ができていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 危険家屋への緊急安全対策については、関連部署と連携を取りながら所有者に連絡をし、対応している。所有者が判明しない場合や相続放棄により管理者不在の空き家については、早急に対応策を検討する必要がある。

意見

危険家屋緊急安全対策工事について

所有名義人が対応できない危険家屋の緊急安全対策として、ネットで覆いかぶせるといふ安全措置を行ったが、事故につながらないようにすること。

(3) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

① 所属の勤続年数について

- ・ 若手職員のスキルが不十分なままで異動するリスクはないか。
- ・ ベテラン職員の負担が大きくなっているリスクはないか。

(令和2年度における当所属の勤続年数の状況)

勤続年数	勤続3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	対象職員合計
人	11	7	2	3	23

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 所属の勤続年数について、3年未満の職員が47.8%を占めている。令和元年度は対象職員22人中14人(63.6%)が勤続3年未満であった。勤続年数の短い職員の割合が多くなっており、職員のスキル不足による事務処理誤りの発生の危険性が高まり、ワーク・ライフ・バランスの確保も難しくなることが想定されるが、職員が多くの業務を経験するように取り組んでいる。

意見

職員の育成について

当課における職員の勤続年数は、通算にするとバランスの取れた年数の職員配置となっている。重層な体制のため、ベテラン職員が異動する前に育成マニュアルや伝授マニュアルを作成するなどして、職員の育成に取り組むこと。

評価

係体制について

係では様々な業務がある中で専属担当にはせず、基本的には全員で経験していくことによりベテラン職員への業務の集中や事務引継ぎでの問題が生じていないという体制はよい取組みであるため評価したい。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

(時間外勤務360時間超職員数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
360時間超人数 ／対象職員数	11/18	13/19	11/24
360時間超人数 ／建築確認職員数	4/7	4/7	2/7
市受付件数 確認	122	126	92

市受付件数 完了検査	84	116	68
件数計	206	242	160

建築確認・完了検査申請件数（建築物・工作物・設備含む）

		市受付	民間受付	計
四日市市	確認	92	1,654	1,746
	完了検査	68	1,674	1,742
津市	確認	63	1,078	1,141
	完了検査	29	1,130	1,159
鈴鹿市	確認	39	976	1,015
	完了検査	47	954	1,001
桑名市	確認	31	619	650
	完了検査	46	653	699

建築確認職員数

	正規職員	再任用・嘱託職員	臨時職員	計
四日市市	7		1	8
津市	6（うち1人育休）			5
鈴鹿市	4	2		6
桑名市	4		1	5

正規職員1人あたりの建築確認の処理件数

四日市市	13.1
津市	12.6
鈴鹿市	9.8
桑名市	7.8

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 令和元年度における時間外勤務360時間超の職員が占める割合は24人中11人であり、配属された3、4年目までの職員に時間外勤務が多い。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するための環境づくりや時間外勤務の縮減を図るための取組みが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の

再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 建築確認申請について【有効性の視点】

指定確認検査機関が行っている建築確認申請の審査が市の審査内容との齟齬が生じないように意見交換会を開催したり、三重県統一基準をホームページに掲載することで共通認識を持っている。情報共有に遺漏のないように建築確認係が指定確認検査機関を指揮監督すること。

② 女性の活躍、登用について【有効性の視点】

ア 女性技師が採用されているが、現場でのセクシュアルハラスメントの防止や体調面のフォローアップをし、能力を十分発揮することができる環境を整えること。

イ 都市整備部から女性技師のロールモデルとなる管理職の養成に取り組むこと。

③ 空き家マップについて【有効性の視点】

自治会等で作成した空き家マップを現地確認で活用しているとのことである。空き家マップを活用することは地域にとってやりがいを感じられるため、引き続き連携を取ること。

④ 耐震診断の整備について【有効性の視点】

耐震診断を受けるものの経済的な事情や年齢等から補強工事や除却には進みにくい状況である。診断書の交付後、補強や除却の予定があるかアンケートを行っているが、引き続き安全対策の必要性を説きながらアプローチをすること。

都市整備部 開発審査課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部開発審査課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月19日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部開発審査課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【開発審査課】

開発審査課 職員8人 会計年度任用1人	(1) 都市計画法に基づく開発行為等の許可処分に関すること。
	(2) 宅地開発における公共、公益的施設の帰属及び維持管理に関する協定書の締結に関すること。
	(3) 開発登録簿の調製及び保管に関すること。
	(4) 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成27年四日市市条例第21号)に基づく許可に関すること。
	(5) 土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
	(6) 都市計画法に基づく開発行為等の監視及び是正に関すること。
	(7) 四日市市開発審査会に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。

(職員8名、再任用職員0名、会計年度任用職員1名)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク
- (3) 許認可のリスク
- (4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

当課の主要な業務は、土地の開発行為の許可処分に関する業務であり、その点についてはリスク評価調査においてリスクが高いが、総合的にはリスクの低い所属であった。しかし実査では、財務会計事務、文書事務などの事務一般について、書類の量が多くないにもかかわらず、事務処理上の誤りが散見された。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4/4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4/6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1/6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	1/4	○
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	2/4	○
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承され	4/4	

		ず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク		
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク

- ・ 事務職員一人に庶務等の事務仕事を任せきっていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 事務処理上の誤りが散見されるリスクが発現している。事務職員は一人しか配属されていないため、その一人に庶務等の事務仕事を任せきることのないよう、上司のチェックが行き届くようにすることが必要である。

指 摘

事務処理の基本的な部分で誤りが見受けられた。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を周知し、上司によるチェックの徹底を図って誤りのないようにすること。

(3) 許認可のリスク

- ・ 開発許可処分についての知識や実務の技術が継承されず、相談事務等において誤った説明が行われることはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 開発許可処分に関する業務は、専門性が高く、幅広い知識が必要であるため、相談事務等において誤った説明を行うリスクが想定されるので、その知識や実務の技術が新たに配属された職員にも継承されていく必要がある。

意 見

- ① 現に存在する違法建築物に対するの対応について、市民から見て不公平感が生じないように、市としてのスタンス、どのように指導及び公表等の措置を行っているか、明確に説明できるようにしておくこと。
- ② 開発許可処分についての事前相談等での申請者への説明を疑義の生じない説得力のあるものにするためにも、在籍年数の長い職員がいる間に、知識の継承に尽力し、職員の知識、コミュニケーション能力を向上させる指導・育成を体系的に行っていくこと。

(4) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外対象者7人中4人が年間360時間以上の時間外勤務をしており、かつ職員の間で時間外勤務の偏りが見られる。職員の負担は大きく、業務にも影響を及ぼすことが想定される。そのための策として、事前協議会の担当者は、年度ごとに数人割り当てられており、その担当者は時間外勤務が多くなりがちであるため、本申請の対応はその分少なめにするといったようなかたちで、業務分担の割り振りを考えられたりはしているが、今後も、職員間の偏りを減らすような改善策を検討する必要がある。

意見

- ① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。
- ② 時間外勤務が前年度より増加している職員が多いので、その理由や現状の詳細をよく調査すること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

大規模盛土造成地調査業務について【有効性の視点】

国の方針が未定である部分については早急に方針を定めるよう、他の地方公共団体と協力して国に働きかけを行うとともに、特にリスクの高い箇所については市も率先して対応する等、速やかに市民の安心安全を確保できる方法を検討すること。

都市整備部 道路建設課・道路維持課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 都市整備部 道路建設課、道路維持課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年8月19日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部道路建設課・道路維持課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【道路建設課】

道路建設課 職員1人	(1) 道路、橋梁の長寿命化対策に関すること。
予防保全係 職員7人	(2) 工事の監督及び竣工検査に関すること。
計画・建設係 職員10人	(1) 道路の計画に関すること。
会計年度任用2人	(2) 道路の建設に関すること。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。

（職員18人、会計年度任用職員2人）

【道路維持課】

道路維持課 職員1人	(1) 道路、橋梁及び道路照明灯の維持修繕並びに交通安全施設に関すること。
維持第1係	(2) 土木要望に関すること。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関すること。

職員 8 人	(4) 道路パトロールに関する事。
会計年度任用 1 3 人	(5) 課の庶務に関する事。
維持第 2 係	(1) 道路、橋梁及び道路照明灯の維持修繕並びに交通安全施設に関する事。
	(2) 土木要望に関する事。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関する事。
職員 6 人	(4) 道路パトロールに関する事。

(職員 1 5 人、会計年度任用職員 1 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 機構改革によるリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)、合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

当課の主要な業務は、道路、橋梁に関する工事や委託に伴う契約事務、交付金や契約に基づく支出などの財務会計事務を執行している。その点については、リスク評価調査のとおり、これらの事務一般に内在するリスクは高いものと評価した。また、支出事務については、多数支払遅延が見受けられ、不適切な事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

【道路建設課・道路維持課】

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリ	4 / 4	

務事業		リスク		
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 庶務担当職員が少ないため、所属においての業務チェックが行き届かず、また、必要なスキルが継承されないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 当課は令和2年度より道路建設課と道路維持課に分かれており、両課とも支出事務や文書管理の対象となる職員数が多く、新規採用職員も多いのに対して、庶務担当者は1人である。マニュアルの周知やチェック体制が機能しておらず、支出事務で支払遅延などが発現している。

意見

- ① 令和元年度は、道路整備課として1つの課であったが、庶務担当は2人であり、そのうち1人は新規採用職員であった。また、職員数も多く、当課配属の新規採用職員も多くなっている。

当課の内部事務管理と内部牽制体制の構築状況において、「会計事務の手引き」「審査事務マニュアル」「文書事務の手引き」を課員に周知し、担当を含む、係長、管理職のチェックを行っているとしているが、支出事務で支払遅延や文書管理で不適切な事務処理が見受けられた。庶務担当の人数が不足していること、課員の認識不足やチェック体制が適切に行われていないので改善を図ること。

道路建設課	正規職員 (人)	当所属配属 新採(人)	道路維持課	正規職員 (人)	当所属配属 新採(人)
課長等	1		課長等	1	
予防保全係	7	3	維持第1係	8	2
計画・建設 係	10	5	維持第2係	6	2
合計	18	8	合計	15	4

※当所属配属新採とは、正規職員のうち、新規採用で当所属に配属され異動していない職員である。

② 指示書などの取扱いについて

指示書（打合簿）などの書類への記載がわかりづらいので、新人の技師でも必要事項を正確に記述できるようマニュアル等の周知や研修を行うこと。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 道路建設課、道路維持課において、幹線道路の整備や通学路をはじめとした交通安全対策、道路施設の更新、土木要望など、業務の増加に伴い予算も増加しているが、十分な増員がされておらず、平成30年度以降は生活に身近な道路整備事業費などの繰越額が増加するなど、業務がこなせなくなっている。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するための環境づくりや時間外勤務の縮減を図ると共に、職員数と業務量のアンバランスを解消する必要がある。

指 摘

業務の増加に伴い予算も増加しているが、職員数は業務に見合った人員が配置されておらず、また、委託業務の発注方法の見直し等、事務の効率化を図っているものの、現在の職員では対応が困難な業務量となっているので、業務内容の見直しや職員の確保について検討すること。

意 見

- ① 職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

② メンタルヘルス研修の取入れについて

当課には、メンタルに課題を抱えた職員がいる。職員が復帰するためのフォローアップは管理職の仕事であるので、適切な対応を行うこと。

また、メンタルヘルスやアンガーマネジメント等の研修を行うなど、職員を守る視点を持つこと。

(4) 機構改革によるリスク

- ・ 道路建設課と道路維持課に分割されたことにより、道路建設課予防保全系の業務と道路維持課の業務で、道路、橋梁の維持修繕の業務分担において混乱が生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 道路建設課予防保全系の事務分掌には、「道路、橋梁の長寿命化対策に関すること」とあるが、長寿命化対策に係る修繕と日常的な維持修繕の所管が不明確になることが想定される。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 内部事務管理について【合規性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなどの内部統制の体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 支出事務の適正について【合規性の視点】

需用費の支出における支払遅延が散見されたことについて、民間企業ではお金の支払いは信用の表れととらえるので、ルーズにならないよう守るべきことは守って、行政の仕事として信用されるよう努力すること。

また、マニュアルやチェック体制をもう一度見直し、小さなミスが起こらないよう配慮すること。

意 見

① ICTの活用について【効率性の視点】

道路パトロールについて、パトロール車にアプリを入れたスマホを搭載し、道路を走った際の振動から、道路の傷み具合を分別する手法を取入れており、職員の目視によるデータとの整合性を確認し、パトロールした道路や日時の情報をデータとして収集し、そのデータを基に道路修繕の計画を検討していることは評価できる。

一方、消防本部や危機管理室では、火災や風水害が発生した時の写真や動画をアプリに

投稿すると地図上に表示され、災害現場の情報を速やかに把握し、避難や人命救助に生かす狙いで「消防・防災情報収集システム」を運用している。しかし、当課においては、システム情報の共有や連携はされておらず、災害時の迅速な対応を行うために連携を検討していく必要がある。

② 前年度繰越事業について【有効性の視点】

前年度からの繰越事業として、道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費を令和元年度に繰越している。繰越となった理由も、地権者との交渉に時間を要したことが主な要因であり、繰越事業費を少しでも減らせるよう事前の地元調整を充分に行うこと。

③ 業務内容の周知方法について【住民福祉向上の視点】

課が分割されたこともあり、道路建設課、道路維持課、道路管理課と市民から見て相談窓口が分かりづらくなっている。市役所の組織は分かりづらいので、ホームページも含めて、わかりやすい言葉で業務内容が市民に伝わるよう工夫すること。

④ 地区担当の引継ぎについて【有効性の視点】

地区担当は、地元自治会や自主選定組織と密にコミュニケーションを取りながら様々な事業を進めていく非常に重要な役割である。人事異動等で地区担当職員が交代する時の引継ぎに、地域の特性や注意点などが共有できるツールを検討すること。

⑤ 業務量の軽減について【経済性の視点】

職員の業務量の軽減を図るため、工事の集約化や発注規模の大規模化による発注件数の削減・外部委託の積極的な活用に取り組むなど効率的な業務執行に努めている。引続き、先進市の事例も参考に取り入れながら、業務量の軽減に努めること。

⑥ 生桑町道路補修用資材置き場の整備について【有効性の視点】

生桑町道路補修用資材置き場にある事務所の建物について、パソコン用のインターネット環境が整備されていないことや、建物の耐震チェックが行われていないなどの状況がある。環境面などの施設整備を検討すること。

また、当敷地内には、撤去したカーブミラーやガードレール等の産業廃棄物が山積みになっているので、早急に処分すること。

評価

① 地域維持型による業務委託について

平成30年度までは5工種（道路修繕、舗装補修、交通安全施設整、路面標示、雪氷対策）について、それぞれで発注を行っていたが、令和元年度に5工種を1業務に集約している。それにより、発注本数が減り、業務量が削減され、職員の負担軽減を図ったことは評価できる。

② 道路照明灯のLED化について

市道の道路照明灯を一斉にLED化するためLEDを取扱うリース会社と10年間の賃貸借契約をし、併せて維持管理を直営から委託化したことで、照明灯のランプや自動点滅器の交換などの業務を削減し、職員の負担軽減を図ったことは評価できる。

都市整備部 市街地整備・公園課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 市街地整備・公園課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

市街地整備・公園課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【市街地整備・公園課】

市街地整備・公園課 職員2人 都市開発係	(1) 末永・本郷土地区画整理事業に関する事
	(2) 土地区画整理事業の企画、調査、啓発等に関する事
	(3) 土地区画整理事業の計画決定及び許可申請に関する事
	(4) 工事の設計及び施行に関する事
	(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事
	(6) 土地区画整理事業の許認可に関する事
	(7) 土地区画整理事業の指導、監督、助成等に関する事
	(8) 土地区画整理事業に係る建築行為等の制限に関する事
	(9) 東橋北住環境整備基金に関する事
	(10) その他土地区画整理事業に関する事
	(11) 近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業に関する事
	(12) 都市再開発等事業に関する事
	(13) 課の庶務に関する事
職員3人 再任用1人 会計年度任用1人 整備係	(1) 地区計画の計画及び啓発並びに地区計画区域内の道路整備に関する事
	(2) 道路後退用地整備に関する事
	(3) 沿道環境整備事業の防音工事助成に関する事
	(4) 工事の設計及び施行に関する事

職員 5 人	(5) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること
公園・緑政係	(1) 公園緑地の整備及び維持に関すること
	(2) 公園の台帳の整備、占用許可、使用許可及び使用料の徴収その他公園の管理に関すること
	(3) 街路樹に関すること
	(4) 公園愛護活動等に関すること
	(5) 公園緑地事業の計画決定手続及び認可申請に関すること
	(6) 準公園の設計指導に関すること
	(7) 工事の設計及び施工に関すること
	(8) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること
	(9) 緑化施策に関すること
	(10) 緑化基金に関すること
職員 7 人 会計年度任用 1 人	(11) 四日市市緑化推進委員会に関すること

(職員 17 名、再任用職員 1 名、会計年度任用職員 2 人)

第 3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 都市再開発事業のリスク
 - (3) 多分野にわたる事務分掌によるリスク
 - (4) まちづくりの担い手の高齢化によるリスク
 - (5) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- 2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの高い所属であり、実査でも共通事務について事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 都市再開発事業のリスク

- ・ 職員の経験不足により、円滑な事業展開が難しいのではないかと。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 今年度から近鉄四日市駅周辺等整備事業を行うこととなり、基本構想は都市計画課により策定されているが、今後、当課にて基本設計・実施設計と進められていく。都市計画課の計画策定段階から当業務に携わっていた職員を兼務とし、都市整備部内の連携を図っているが、このような都市再開発には様々な分野の知見が求められるので、情報収集に努めるとともに、庁内から幅広く、市民の関心が高い事業への参加意欲のある職員を募り、円滑に事業が進捗することが望まれる。

意見

近鉄四日市駅周辺等整備について

市民の期待が集まる大きなプロジェクトであり、中心市街地に人を呼び込めるような施設整備を行うこと。

(3) 多分野にわたる事務分掌によるリスク

- ・ 業務が多分野にわたっており、効果的、効率的に行われないのではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 都市再開発、道路後退用地整備、公園緑地の整備・管理、緑化政策という関連性の薄い異種の業務が同一の課の業務となっており、さらに、国体推進課との兼務職員がいる。業務が効果的、効率的に行われるような業務管理が必要とされる。

(4) まちづくりの担い手の高齢化によるリスク

- ・ ボランティア団体の高齢化による担い手不足となっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 公園愛護会や「花と緑いっぱい事業」の担い手であるボランティア団体が、高齢化に伴い減少している傾向が見受けられる。次世代の担い手の育成、確保のための有効な方策について、検討する必要がある。

意見

他市町村の事例も研究し、担い手を確保するため、愛護会の活動を十分に支援すること。

(5) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 中央緑地内の公園施設の整備について【有効性の視点】

P a r k - P F I 制度を活用した中央緑地内の公園施設について、スポーツ・国体推進部や他部局と連携し、適切に整備・管理を行うこと。

② 普通財産の有効活用について【効率性の視点】

普通財産として土地を複数保有しており、有料で貸し付けているものもあるが、面積が小さく借り手のいない土地もある。草刈り等の管理費用も生じているため、将来に向け、有効活用を検討していくこと。

③ 土地の貸付料について【有効性の視点】

駐車場として貸し付けている土地の貸付料の料金設定について、近隣の民間駐車場の経営を圧迫しないよう、実例価格を基準に算定しているとのことであるが、価格設定の根拠について、市民に説明責任を果たせるよう、文書で残しておくこと。

④ 公園の樹木剪定について【有効性の視点】

委託業者に対し、ただ剪定するというのではなく、景観も意識した剪定が行われるよう、指導を行うこと。

⑤ 樹木管理業務委託について【法規性の視点】

同種ではあるが内容の異なる業務委託にもかかわらず、原課契約の対象となる金額の上限に近い金額で、同一設計金額となっていた（契約金額も同じ）。契約手続の適正性に疑念を持たれることのないよう、綿密な積算を行うこと。

（霞ヶ浦緑地樹木管理業務委託、泊山公園樹木管理業務委託、管理国有地樹木管理業務委託）

⑥ 県公共事業負担金について【法規性の視点】

北勢中央公園建設について、協定書により、次のとおり負担割合が決められている。

国：5/10 県：4/10 市：1/10（うち、四日市市 63%、いなべ市 37%）

しかし、県からの請求に応じ支払いをしているが、上記負担割合に応じた負担金の内容になっているか確認は行っていない。負担金額の適正性を確認するため、県の支出関係書類を確認すること。

評 価

都市公園の再編事業について【経済性の視点・住民福祉の向上の視点】

都市公園の「か所数」及び「市民1人当たりの面積」について、中核市の平均値と比べると、当市は、小規模な公園が多く、維持管理面での効率が悪いことが推測される。当課では、令和2年度から都市公園再編事業を開始し、小さく利用しにくい公園を利用しやすい公園に作り替えていく方針を取っており、維持管理の面、また市民の利用面からも、当事業を評価する。

※ 公園数等の比較（中核市）について

	都市公園数 (か所)	市民1人当たり 面積 (㎡)
四日市市	497	10.2
中核市平均	409	10.6

※四日市市は、令和元年3月31日現在（人口は令和2年4月1日現在）

中核市平均は、平成30年4月1日現在。都市要覧（中核市市長会作成）による。

都市整備部 河川排水課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 都市整備部
 - 対象年度 令和元年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年8月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部河川排水課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【河川排水課】

河川排水課 職員1人 管理係 職員6人 会計年度任用1人	(1) 河川の認定、変更及び廃止並びに台帳の管理に関する事。
	(2) 河川及び水路の占用許可及び占用料の徴収並びに加工の承認その他河川及び水路の管理に関する事。
	(3) 調整池の維持管理に関する事。
	(4) 樋門等の管理に関する事。
	(5) 急傾斜地崩壊危険区域内及び砂防指定地内における行為に係る申請書の受理及び知事への送付に関する事。
	(6) 急傾斜地及び農業用ため池の整備に係る受益者負担金の賦課及び徴収に関する事。
	(7) 総合治水対策事業の事務に関する事。
	(8) 課の庶務に関する事。
整備係 職員9人	(1) 河川、水路及び農業用ため池の計画、設計、施工等並びに維持及び修繕に関する事。
	(2) 受託土木工事の設計及び施工に関する事。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事。

（職員16人、会計年度任用1人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク
- (4) 河川等の計画的な整備がなされないリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは相当程度あるものと評価した。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○

財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられ、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準を上回る勤務状況も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりを早急に行う必要がある。

指 摘

時間外勤務が恒常化しており過重な業務となっている。時間外勤務の縮減のため、改めて業務内容を見直した上で必要であれば増員して体制を強化することも検討すること。

意 見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク

- ・ 維持修繕工事や設計業務委託のほか、他部署からの受託土木工事などの契約において、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 河川等の維持修繕工事や設計業務の委託の他に他部署からの受託土木工事など多数の工事請負や業務委託に係る契約を事業者等と締結しているが、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われる必要がある。

指 摘

河川や排水路などの清掃業務の委託において廃棄物の処分量に応じて契約金額を定める

単価契約を締結しているが、例えば、この契約の履行の検査確認において、上位職の者も処分量まで計算するなど、チェック機能を強化して、引き続き契約事務の適正な執行に努めること。

(4) 河川等の計画的な整備がなされないリスク

- ・ 中長期的視点に立った河川等の整備計画により水災害リスクの低減が十分に図られているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 中長期的視点に立った河川等の保全計画の策定に着手したが、近年、豪雨や台風の発生の増加により、全国的に河川の氾濫による災害が増加しており、将来の水災害リスクは増大している。河川等の計画的な整備に取り組む必要がある。

意見

令和2年度に新たな事業として「河川等計画保全事業」を実施し、河川及び調整池に係る保全計画の策定に着手した。この事業を計画的に進めることにより、本市が管理する河川等の計画的な整備に取り組む必要がある。国や三重県が管理する朝明川、海蔵川、三滝川等についても、引き続き、流域住民の声を国や県に届けるなど、計画的に整備が図られるよう努めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指 摘

① 総合治水対策の強化について【有効性の視点】

市長部局と上下水道局が連携して治水対策に取り組むため、総合治水対策検討委員会を設置し、当課が同委員会の事務局を所管しているが、同委員会に諮るべき事案がなかったため、令和元年度は開催がなかった。しかし、豪雨などの異常気象が発生している近年の気象状況に鑑みると、市として総合的に治水対策をどうしていくのか、上下水道局も含めて市役所全体で考えていくことが重要である。後手に回らないよう、同委員会を定期的開催するなど当課が主導して総合治水対策の推進に取り組むこと。

② 河川台帳の作成について【有効性の視点】

本市の管理河川の改修状況が一覧できる図面（以下「河川台帳」という。）の作成に向け財政部局に予算要求を行っているがその実現には至っておらず、河川台帳は現在、存在しない。河川は、本来的に洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性、すなわち市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危険性を内包しているものであり、河川改修等の必要性・緊急性を判断するのに有用な河川台帳は必要であると思われる。引き続き河川台帳の作成に向けて取り組むこと。

都市整備部 道路管理課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部道路管理課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月12日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部道路管理課（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【道路管理課】

道路管理課 職員2人 管理係	(1) 道路（法定外公共物である道路を含む。次号において同じ。）の認定、廃止及び変更並びに台帳の管理に関する事
	(2) 道路の占用許可及び占用料の徴収並びに加工の承認その他道路の管理に関する事
	(3) 近鉄線高架下等の利用及びふれあいモールに関する事
	(4) 屋外広告物の簡易除却に関する事
	(5) 課の庶務に関する事
交通安全係 職員7人 再任用1人 会計年度任用5人	(1) 交通安全対策の企画及び調整に関する事
	(2) 交通安全教育及び啓発に関する事
	(3) 自動車、自転車等の放置防止及び措置に関する事
	(4) 市営中央駐車場及び本町駐車場に関する事
	(5) 近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び近鉄四日市駅北自転車等駐車場等に関する事
	(6) 交通事故相談に関する事

（職員13名、再任用職員1人、会計年度任用職員9人）

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
(1) リスク評価チェックリストの検証
(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- 2 3E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、許認可業務（道路占用許可）、収入事務（道路占用料）、支出事務（委託料、土地借地料）、指定管理制度導入（市営駐車場、自転車駐車場）、財産管理（道路用地、駐車場用地等）、職員配置等の項目で点数が高く、全体的にリスクは高い。実査では、共通事務について事務処理誤りが散見された。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	1 / 6	○
	事業者と業務委	事業者選定、金額決定、委託	2 / 4	○

	託の契約を締結しているか	業務の管理や評価が適切に行われ ないリスク		
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われ ないリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がない リスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員配置のリスク

- ・ 当所属勤続年数が長い職員の属人的判断に依存していないか。また、今後の業務継承に断絶が生じないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 管理系には8年在籍の職員がいるが、この2年間で、同係から同職員より経験年数の少ない職員2人が人事異動により転出しており、同職員以外は、勤続年数3年未満である。また、交通安全係も、4人の正規職員のうち3人が勤続年数2年未満である。業務の習熟や習得のため係ごとの業務マニュアルは作成されており、当所属勤続年数が長い職員に業務負担が偏ったり、業務継承が適切に行われなかったりすることはないようであるが、人事当局に円滑な人事異動を要望していく必要がある。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりが必要である。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きや

すい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

① 市営中央駐車場の割引認証機の配置について【合規性の視点】

令和元年度財政援助団体監査において、市民生活課が、関係外郭団体利用者の駐車場利用料金を無料とするため、道路管理課から貸し出された市営中央駐車場の割引認証機を外郭団体に配置して管理を任せていることについて、市民生活課に対し、早急に道路管理課等と協議を行い、必要な措置を講ずるよう指摘がなされている。監査委員の指摘の重みを理解し、割引認証機を管理する道路管理課の責務として、ただちに措置を講ずること。

② 近鉄高架下の土地利用について【経済性の視点】

近鉄高架下の用地を近鉄から市が有料（年間400万円）で借り受け、同額で地元の連合自治会に貸し出しており、同自治会は同用地を有料駐車場として貸出しを行っている。近鉄線が高架となった40年以上前から、そのような状況が続いているとのことであるが、市は同自治会へ貸し出している用地の詳細な利用実態を把握していない。市が特定の団体へ貸し出した用地が有料駐車場として使用されており、公平性に欠けるとも考えられる。利用の実態を調査し、適切な対応を取ること。

意 見

① 預金の管理について【合規性の視点】

本市が事務局をしている四日市市交通安全協議会の預金通帳を2通保管している。他団体の通帳であり、事故の起こらないよう、注意深く管理すること。

② 市道の維持管理について【効率性の視点】

市道の全体数量は多く、維持管理予算にも限りがあるが、道路事故が起こらないよう、職員からの通報制度も活用し、道路維持課とも十分連携をとって、適切な維持管理に努めること。

③ 借用している道路用地について【経済性の視点】

道路用地として借用している土地が多く存在し、全体の年間使用料も高額である。将来を見据えて、代替わりや名義変更の機会等をとらえ、購入の交渉を引き続き進めていくこと。

④ 市営中央駐車場の維持管理について【有効性の視点】

市営中央駐車場の1階トイレの清掃が行き届いておらず、また、階段内のごみが放置されている状況があった。指定管理者の業務として、毎日、トイレ清掃と通路等の拾い掃きを行うこととされており、清掃が適切に行われているか注意して確認していくこと。

⑤ 放置自転車売却に係る入札について【合規性の視点】

放置自転車について、保管期間経過後、当課で売却に係る入札を行っており、その際、同額での応募があった場合、くじを作成し、課長がくじを引いて落札者を決定している。くじ引きの際には、誤解を招くことのないような方法でくじを執行し、また適正にくじを執行した証拠を保存するようにすること。

⑥ 自動車運行日誌の記載について【合規性の視点】

記載されている運行区間（目的地）から想定される走行距離数に比べ、記載されている走行距離数が長い事例が見受けられる。記載されている運行区間に加え、他業務で別の目的地にも立ち寄った場合、立ち寄り先についても運行区間欄に記載すること。

⑦ 職員の車両事故について【有効性の視点】

運転機会の少ない若い職員に車両事故が多い現状がある。職員の車両運転の指導は管財課が担っているとのことであるが、市全体の交通安全を担う道路管理課としても、職員の車両事故が減少するような方策を検討していくこと。

評 価

「守ってくれてありがとう運動」について

三重県内で、信号のない横断歩道において自動車が一時停止する割合は全国的にかなり低い。当課では、小学校を対象に「守ってくれてありがとう運動」を開始しており、小学生が信号機のない横断歩道で止まった車に対して感謝の意を示し、運転者も今後も止まろうかという交通安全の雰囲気づくりを行っている。また、全市職員に名札の裏に「横断歩道交通安全宣言」の札を入れさせ、職員への横断歩道での一時停止の意識付けを行っている。これらの具体的な取組みを評価する。さらに、これらの取組みについてもっとアピールされたい。

都市整備部 用地課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 都市整備部用地課
 - 対象年度 令和元年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和2年8月12日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部用地課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【用地課】

用地課 職員1人 用地係 職員9人 再任用1人 会計年度任用2人	(1) 部所管工事に係る用地の取得及び補償に関すること。
	(2) 部所管の未利用地の処分に関すること。
	(3) 道路、河川等の未登記用地の解消に関すること。
	(4) 国土利用計画法に基づく進達等に関すること。
	(5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出に関すること。
	(6) 地価公示に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。
境界係 職員13人 会計年度任用3人	(1) 道路、河川等の境界に関すること。
	(2) 地籍調査事業（土地改良事業実施地区を除く。）に関すること。

（職員23人、再任用職員1人、会計年度任用職員5人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、有効性、効率性）、合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査のとおり、これらの事務一般に内在するリスクは高いものと評価していたが、事前調査の結果、概ね適切に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4/4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ・ 地籍調査の知識や経験のある職員がいないため、地籍調査の実施体制が不十分ではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

地籍調査の体制について

- △ ア 令和2年度から地籍調査を実施する予定となっているが、昭和44年を最後に、地籍調査を休止しており、知識を持った職員がいない。そのため、外部研修へ参加するなど、事例研究や専門知識を習得することが必要である。
- △ イ 現在の体制が、兼務職員2名の配置となっており、本格的な取組みにはマンパワーが不足している。他市の取組み状況を調査して検討することが必要である。

意見

地籍調査事業を行うことを決めたのであれば、管理職が中心となって人事当局にも働きかけを行い、この事業をやりきるといふ姿勢を見せていくことが必要であるし、それをしないと時間外勤務の増加にも繋がるので、適切な対応を取ること。

地籍調査の進捗状況（中核市を抽出）

都道府県	都市名	進捗率(%)	都道府県	都市名	進捗率(%)
三重県	四日市市	17	富山県	富山市	16
岐阜県	岐阜市	8	石川県	金沢市	31
愛知県	豊橋市	12	福井県	福井市	23
	豊田市	9	山梨県	甲府市	30
	岡崎市	9	奈良県	奈良市	23
長野県	長野市	19	和歌山県	和歌山市	20
滋賀県	大津市	5			

※国土交通省 地籍調査WEBサイトを参照

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 職員の時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの充実や業務の効率化などによる時間外勤務の縮減を図る必要がある。

意見

労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

通常業務に加えて、選挙事務に伴う動員や災害対応などにより時間外勤務が年間360時間を超える職員が1人見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バラ

ンスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 建物調査等業務委託について【効率性の視点】

道路用地等の取得に伴い、建物等の物件がある場合は物件移転補償を行っている。その物件移転補償額を算定するため、建物調査等の算定業務委託を行っているが、事業の進捗や地権者との用地交渉の進展により、物件移転補償額の算定を最新の年度に変更する必要が生じ、再算定の業務委託を行うことになる。各事業や担当ごとによって事務処理に違いが生じ、必要以上に業務委託を分割することがないように、統一したルールが必要である。

② 他部局で行う用地取得の連携について【有効性の視点】

道路、河川等の用地取得については部所管の工事に限られており、他部局が行う用地取得については、相談などの協議は行っているものの、用地取得は担当部局で行われている。用地取得には、専門的な知識や経験が必要である。一方、各部局においては、施設の更新や管理地の境界確認により、用地取得が必要なケースが発生するが、頻度は少なく知識や経験の蓄積や継承は難しいことが想定できる。そのため、用地課が培ってきた専門的な知識や経験を活かすために、部局を超えた連携や協力体制を築く必要がある。

③ 地籍調査事業について【経済性、効率性の視点】

地籍調査事業について、職員が測量士や土地家屋調査士の知識や資格を取得するための内部養成をすることと、民間へ委託した場合で、効率性やコスト面でどちらが適しているか検証して実施すること。

④ 地籍調査事業の実施について【有効性の視点】

地籍調査事業について、現況と登記簿の不一致が出て、事務的に進まないことが想定できる。先進的な都市の取組みを収集し、実りのある取組みとすること。

⑤ 未登記道路の解消について【経済性、効率性の視点】

未登記道路の調査事業費について、昨年2,000万円の予算で130筆の登記を行っている。費用は掛かるが、未登記道路が少しでも無くなるよう、効率的な手法を検討すること。

⑥ 土地開発公社に変わる用地の先行取得について【経済性の視点】

土地開発公社が廃止され、それに代わる用地の先行取得の手法が必要である。他市町の事例や状況も調査し、参考にできるものがあれば研究するなど、引続き用地の先行取得を検討すること。

⑦ 用地業務に伴うスキルの習得について【住民福祉の向上の視点】

当課の業務は、市民に直接関係する不動産である土地の売買等に関する業務である。法律に基づく対応が必要となるのでスキルを磨き、市民サービスの向上に取り組むこと。

評 価

時間外勤務の縮減について

職員の時間外勤務の状況について、業務分担の見直しにより係間の応援体制など、人材の流動的な活用を行ったことにより大幅に時間外勤務の状況が改善されていることは評価できる。新たな事業として地籍調査が始まるなど課題もあるが、引き続き時間外勤務の縮減に向けて取り組むこと。

都市整備部 営繕工務課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部営繕工務課

対象年度 令和元年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和2年8月6日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部営繕工務課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【営繕工務課】

営繕工務課 職員3人	(1) 市有建築物の設計・工事施行・修繕・維持保全資料の管理・営繕計画に関すること
営繕第1係 職員8人	(2) 主管工事の監督・竣工検査に関すること
会計年度任用2人	(3) その他建築工事に関すること
	(4) 課の庶務に関すること
営繕第2係 職員8人	(1) 市有建築物の設計・工事施行・修繕に関すること
	(2) 主管工事の監督・竣工検査に関すること
	(3) その他建築工事に関すること
設備係 職員9人	(1) 市有建築物の各種建築設備の設計・工事施行・修繕に関すること
	(2) 主管工事の監督・竣工検査に関すること
	(3) その他設備工事に関すること

（職員28人、会計年度任用2人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査ではリスクの低い所属であったが、一部不適切な事務が見受けられた。
リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6/6	○
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4/4	○

(2) 職員配置のリスク

① 適正な人員配置について

- ・ 事務職のいない職場であるが会計事務等が適正に行われているか、チェック体制は十分であるか、人員の増員が必要ではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 会計年度任用職員が財務会計事務等の庶務をしており、係長が全てのチェックをしている。係長は設計・工事に関してもチェックし、業務量が多いと想定される。業務内容に応じた職員の確保が必要である。

意見

職員配置について

他の部局に比べ予算が少ないことから、庶務的な事務を行う主事の配置がない職場である。技師である係長が事務処理をすることによって時間外勤務の原因や、業務の質の低下となることも考えられる。引き続き事務職の人員要望を行っていくこと。

② 所属での勤続年数について

- 勤続年数の短い職員の割合が高く、ベテラン職員の負担が大きくなり、若手職員がスキルを習得する以前に異動してしまうのではないか。

(令和2年度における当所属の勤続年数の状況)

勤続年数	勤続3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	対象職員合計
人	14	9	4	1	28

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 当所属の勤続年数について、3年未満の職員が50%を占めている。令和元年度は対象職員27人中17人(63.0%)が勤続3年未満であった。勤続年数の短い職員の割合が多くなっている。若手職員は外部の技術系研修や課内研修を受講することによって、技術力が向上しているところであるが、新規採用職員が増えているため、ベテラン職員の負担は重くなっている。経験や専門知識を持つ職員の人材確保に努めることが必要である。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

(時間外勤務360時間超職員数)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
360時間超人数/対象職員数	11/24	9/26	15/24
工事件数	99	113	117
設計委託件数	63	49	55
件数合計	162	162	172

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられ、厚生労働省が定める過

労死の労災認定基準を上回る勤務状況も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりを早急に行う必要がある。

意見

① 行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

② 平成29年度から設計と工事を年度割りすることにより、計画性を持って業務を行うことができるようになり、時間外勤務の抑制につなげることができたということであった。

一方、新規採用職員が増加したことにより、育成するための時間が必要となり、他の職員の時間外勤務が増加した。予算要求時においては、各部署から依頼される工事の設計を行うため、事業量の調整を行うことは難しい状況である。改善を行っているものの、令和元年度における時間外勤務360時間超えの職員が占める割合は24人中15人(62.5%)であり、解消されていない。引き続き時間外勤務の縮減に努められたい。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 女性の活躍、登用について【有効性の視点】

ア 女性技師が採用されているが、現場に行くことは体力的な面や安全面において男性より苦勞することがある。その受け止めや女性特有の体調への配慮、セクハラ防止を意識した取組みを進めることにより、より働きやすい職場の確保をすること。

イ 経験を積み重ねてきている女性技師がいることからロールモデルとなるよう、後に続く女性技師のフォローアップができることを意識した育成をすること。

② 設計と工事の年度割について【効率性の視点】

平成29年度から最初の年度は設計をし、次年度は工事をするというサイクルを組み、設計、工事発注の分散化となり時間外勤務の縮減になったと評価する。さらに年度割りについての検証をし、今後も様々な効率を図って時間外の縮減に寄与すること。

③ SDGs（5. ジェンダー平等を実現しよう）の視点の導入について【SDGsの視点】

本庁舎の「みんなのトイレ」工事はSDGsの取組みの一つであることから営繕年報だけでなく広報などを通して広く発信するとともに、よりよい建築物を造っていくためにSDGsの視点を取り入れていくことを引き続き研究すること。

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた17の目標である。

評 価

研修の復命書について

研修の復命書の供覧について、研修資料の重要な箇所にアンダーラインを引き、付せんを貼ることでポイントが分かり、他の職員との知識の共有ができる工夫をしている。職員の人材育成の向上、技術の承継につなげていることを評価したい。

都市整備部 市営住宅課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 都市整備部市営住宅課
対象年度 令和元年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和2年8月6日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部市営住宅課の主な業務内容及び職員数（令和2年4月1日現在）は、次のとおりである。

【市営住宅課】

市営住宅課 管理係 職員1人 職員5人 会計年度任用1人	(1) 市営住宅の建設及び維持管理に関すること。
	(2) 市営住宅整備基金に関すること。
	(3) 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。
住宅係 職員5人 会計年度任用5人	(1) 市営住宅の入居管理に関すること。
	(2) 住宅使用料の決定及び徴収に関すること。
	(3) 市営住宅入居者選考委員会に関すること。

(職員11人 会計年度任用職員6人)

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
(1) リスク評価チェックリストの検証

- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク
- (4) 今後の市営住宅の在り方が市民のニーズに合っていないリスク
- (5) 市営住宅の活用が有効になされていないリスク
- (6) 公平公正な入居管理がなされないリスク

2 3 E（経済性、有効性、効率性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、リスクは高いものと評価した。事前調査の結果、事務の一部に不適切な処理が見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	効果の少ない事業が実施されるリスク	4 / 4	
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○

契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
財産管理	建物やインフラを所管しているか	保全不良のリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	○
財産管理	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク	4 / 4	○

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務時間数が年間360時間を超える職員が見受けられ、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準を上回る勤務状況も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害しないような環境づくりを早急に行う必要がある。

意見

行政需要の多様化等により、職員一人当たりの事務量が増加の一途をたどっていることから、職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きや

すい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取組みを進めること。

(3) 契約事務の適正な執行がなされないリスク

- ・ 工事請負や業務委託の契約において、事業者の選定、契約金額の決定、履行の検査確認が適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 年間600件を超える修繕工事を発注しており、その中には原課契約工事として執行できる契約額の上限近くの額での発注や単独随意契約によるものが多数存在している。契約金額の妥当性や単独随意契約とする必要性について説明責任を果たせるようにしておく必要がある

指 摘

- ① 原課契約工事において緊急工事として単独随意契約をしたものの中に、緊急性の要件の充足について疑義が生じたものがあつた。緊急工事として施工する必要性について市民に対し明確に説明できるような工事発注を行うこと。
- ② 原課契約工事により施行した住宅修繕工事や空き家修繕工事において同額の設計金額のものが多し。設計金額の妥当性を明確な根拠を持って説明できるよう公正な設計を行うこと。

(4) 今後の市営住宅の在り方が市民のニーズに合っていないリスク

- ・ 市民へ提供する市営住宅は市民の様々なニーズを的確に捉えているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 四日市市総合計画の策定と並行して見直した四日市市住生活基本計画（令和2年度から令和11年度まで）において、市営住宅のストック数及び維持管理・更新の方針が定められたが、社会情勢の変化や入居実績等を踏まえるととも市民の様々なニーズを的確に捉える必要がある。

意 見

- ① 格差が広がりつつある社会において、高齢者世代だけでなく子育て世代をはじめ様々な世代において市営住宅の需要は高まっている。あらゆる世代の市民の生活安定に寄与する住まいとして、市営住宅を有効に活用できる手法を検討すること。
- ② 障害者向け住宅と比べて高齢者向け住宅の方が需要が高いため、空き家整備のやり方もバランスを取りながら現状に即した整備の在り方を検討すること。

(5) 市営住宅の活用が有効になされていないリスク

- ・ 約2900戸（廃止予定の住戸を除くと約2400戸）ある市営住宅が、有効的に市民

に対し提供されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 市営住宅全体の定期募集の応募倍率は3倍を超え、中でも低層階の応募倍率は更に高いものとなっている反面、入居希望者の高齢化に伴い、エレベーターの設置がない住宅の高層階の住戸は空き家となっている。市民のニーズに合わせた市営住宅の整備を進めるなど、より有効に市民に住戸を提供する方策について検討する必要がある。

意見

旧特定目的住宅については、同和行政推進審議会の住宅ワーキングでの検討結果を踏まえるとともに、他市の事例も参考にして、地域の理解を得ながら有効活用していくこと。

(6) 公平公正な入居管理がなされないリスク

- ・ 住宅使用料債権の管理が適切になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 住宅使用料債権は、いわゆる私債権であり、自ら強制執行することができず、債務者の財産調査に関する権限も限られていることから、住宅使用料債権を時効の完成により消滅させてしまうことが想定されるが、期限管理の上、適時に催告等の措置を講じるなど、債権管理が適切になされている。

評価

ファイナンシャルプランナーの資格を取った職員が入居者の金銭管理のアドバイスをしたりするなどして、現年度分の徴収に尽力した結果、令和元年度の現年度分の徴収率は99.9%と非常に高率であった。この取組みを高く評価するとともに職員間のノウハウの継承に努めてほしい。

2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

内部事務管理について【有効性の視点】

事務処理の基本的な部分で、いくつかのミスが見受けられた。日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上や上位職によるチェックを行う体制の整備など、内部事務管理の改善を図ること。

意見

① 修繕工事の発注について【効率性の視点】

多数の修繕工事を行っており、職員の時間外勤務の増の要因の一つになっている。他都市の事例を参考に、工種をパターン化するなどシステム化して業務の効率化ができないか研究すること。

② コミュニティの活性化について【有効性の視点】

四日市大学と連携し市営住宅への学生の入居を許可し、多世代交流、混住を進めている。学生の入居に当たっては、学生向けに住戸改修を施工した。この事業の効果を適宜、検証し、他市の事例なども研究して、引き続き、ニーズに合った住戸改修に取り組むなどして多世代交流、混住を推進し、市営住宅におけるコミュニティの活性化を図ること。